

令和4年5月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和4年度5月補正予算等関係)

病 院 局

令和4年5月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係】

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第3号	令和4年度鳥取県営病院事業会計補正予算（第1号）		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	3
	2 債務負担行為に関する調書	/	4

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第6号	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	総務課	5

(報告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第2号	長期継続契約の締結状況について	総務課	8

令和4年度鳥取県営病院事業会計当初予算説明資料総括表

病 院 局 (単位：千円)

区 分		収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
中 央 病 院	収益的収支	19,501,687	0	19,501,687	20,262,720	0	20,262,720
	資本的収支	1,163,967	0	1,163,967	2,731,591	0	2,731,591
	計	20,665,654	0	20,665,654	22,994,311	0	22,994,311
厚 生 病 院	収益的収支	10,875,066	0	10,875,066	9,150,536	0	9,150,536
	資本的収支	367,605	0	367,605	837,340	0	837,340
	計	11,242,671	0	11,242,671	9,987,876	0	9,987,876
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	84,705	0	84,705
	資本的収支	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	84,705	0	84,705
合 計	収益的収支	30,376,753	0	30,376,753	29,497,961	0	29,497,961
	資本的収支	1,531,572	0	1,531,572	3,568,931	0	3,568,931
	計	31,908,325	0	31,908,325	33,066,892	0	33,066,892

【補正内容】

○債務負担行為の設定

厚生病院検体検査管理運營業務委託

債務負担行為に関する調書

追加分

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益
厚生病院検体検査管理運 営業務委託	千円 903,785		千円	令和5年度から 令和9年度まで	千円 903,785	千円	千円	千円 903,785

条例名等	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例																																																		
提出理由及び概要	<p>1 条例の改正理由 人工授精及び体外受精の治療が保険適用されることになったこと等に伴い、生殖補助医療に係る使用料について所要の改正を行う。 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（昭和18年厚生省告示第107号）の一部改正に伴い、非紹介患者の加算料について所要の改正を行う。</p> <p>2 条例の概要 （1）鳥取県立病院における医学的適応による生殖補助医療に係る使用料の額を次のとおり改める。 ア 保険適用の対象となる配偶者間人工授精及び体外受精に係る使用料を廃止する。 イ 次のとおり医学的適応による生殖補助医療に係る使用料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査</td> <td>1件につき</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養</td> <td>1件につき</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">妊孕（よ） う） 性温 存療 法</td> <td>精液調整</td> <td>1件につき</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>精子凍結保存</td> <td>1件につき</td> <td>36,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未授精卵子凍結保存</td> <td>1～3個</td> <td>46,200円</td> </tr> <tr> <td>4～6個</td> <td>52,800円</td> </tr> <tr> <td>7個以上</td> <td>60,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">胚・精子・未授精卵子凍結保存の更新</td> <td>1件につき1年ごとに</td> <td>13,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）非紹介患者加算料について、手数料の額を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">選定療養のうち初診に係るもの</td> <td style="text-align: center;">医科</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: center;">7,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歯科</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">選定療養のうち再診に係るもの</td> <td style="text-align: center;">医科</td> <td style="text-align: center;">2,750円</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歯科</td> <td style="text-align: center;">1,650円</td> <td style="text-align: center;">2,090円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助産に係る場合は非課税とする。</p> <p>（3）施行期日は、交付の日とする。ただし、（2）に関する事項については、令和4年10月1日とする。</p> <p>3 参考 令和4年度診療報酬改定に伴い保険適用の対象となった人工授精及び一部の体外受精は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の規定により料金を算定するため、条例の使用料を廃止する。妊孕性温存療法等の料金は、保険適用外となっているため、条例で使用料を設定する。</p> <p>医療機関相互間の機能分担と業務の連携を推進するため、200床以上の一般病床を有する地域医療支援病院においては、他の医療機関からの紹介状を持たずに来院された方に、定額以上の加算料の支払いを求めることが義務付けられているが、令和4年度診療報酬改定に伴い、加算料の最低額が引き上げられた。</p>			区 分		金 額		不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査		1件につき	110,000円	タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養		1件につき	23,000円	妊孕（よ） う） 性温 存療 法	精液調整	1件につき	8,800円	精子凍結保存	1件につき	36,300円	未授精卵子凍結保存	1～3個	46,200円	4～6個	52,800円	7個以上	60,500円	胚・精子・未授精卵子凍結保存の更新		1件につき1年ごとに	13,200円	区 分		現 行	改正後	選定療養のうち初診に係るもの	医科	5,500円	7,700円	歯科	3,300円	5,500円	選定療養のうち再診に係るもの	医科	2,750円	3,300円	歯科	1,650円	2,090円
区 分		金 額																																																	
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査		1件につき	110,000円																																																
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養		1件につき	23,000円																																																
妊孕（よ） う） 性温 存療 法	精液調整	1件につき	8,800円																																																
	精子凍結保存	1件につき	36,300円																																																
	未授精卵子凍結保存	1～3個	46,200円																																																
		4～6個	52,800円																																																
		7個以上	60,500円																																																
胚・精子・未授精卵子凍結保存の更新		1件につき1年ごとに	13,200円																																																
区 分		現 行	改正後																																																
選定療養のうち初診に係るもの	医科	5,500円	7,700円																																																
	歯科	3,300円	5,500円																																																
選定療養のうち再診に係るもの	医科	2,750円	3,300円																																																
	歯科	1,650円	2,090円																																																

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）				
1・2 略				1・2 略				
3 生殖補助医療料				3 人工授精料及び体外受精料				
区分		金額		区分		金額		
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査		1件につき 110,000円		配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）		1件につき 9,988円		
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養		1件につき 23,000円		体外受精	採卵	1件につき 44,550円		
妊孕性温存療法		1件につき 8,800円			採精	1件につき 7,150円		
妊孕性温存療法	精液調整	1件につき 8,800円			顕微授精	1件につき 38,500円		
	精子凍結保存	1件につき 36,300円			初期胚培養	1件につき 42,900円		
	未受精卵子凍結保存	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 1個以上3個以下の場合 46,200円 (2) 4個以上6個以下の場合 52,800円 (3) 7個以上の場合 60,500円			胚盤胞培養	1件につき 56,100円		
胚・精子・未受精卵子凍結保存の更新	1件につき1年ごとに 13,200円		新鮮胚移植（凍結未受精卵子を用いた新鮮胚移植を含む。）		1件につき 35,200円			
					胚・未受精卵子凍結保存	1件につき 44,000円		
					融解胚移植	1件につき 66,000円		
					未受精卵子融解	1件につき 42,900円		
					精子凍結保存	1件につき 38,500円		
4～6 略				4～6 略				
7 非紹介患者加算料				7 非紹介患者加算料				
区分		金額		区分		金額		
		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	
選定療養のうち初診に係る	医科	1回につき <u>7,000</u> 円	1回につき <u>7,700</u> 円	選定療養のうち初診に係る	医科	1回につき <u>5,000</u> 円	1回につき <u>5,500</u> 円	

もの	歯科	1 回につ き <u>5,000</u> 円	1 回につ き <u>5,500</u> 円
選定療養 のうち再 診に係る もの	医科	1 回につ き <u>3,000</u> 円	1 回につ き <u>3,300</u> 円
	歯科	1 回につ き <u>1,900</u> 円	1 回につ き <u>2,090</u> 円

8～11 略

備考 略

もの	歯科	1 回につ き <u>3,000</u> 円	1 回につ き <u>3,300</u> 円
選定療養 のうち再 診に係る もの	医科	1 回につ き <u>2,500</u> 円	1 回につ き <u>2,750</u> 円
	歯科	1 回につ き <u>1,500</u> 円	1 回につ き <u>1,650</u> 円

8～11 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の7の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する生殖補助医療について適用し、施行日前に開始した生殖補助医療については、なお従前の例による。

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
病院局総務課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用1枚当たり 黒 0.95円 カラー 6.80円	令和4年5月1日 ～令和8年4月30日	鳥取県病院局総務課
厚生病院	物品 保守	ノートパソコン	10台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	178,750	令和4年2月22日 ～令和5年3月31日	鳥取県立厚生病院

【変更契約】

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
						変更前	変更後
厚生病院	物品 保守	複合機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	平成29年6月9日	契約期間 平成29年5月1日 ～令和4年4月30日	契約期間 平成29年5月1日 ～令和5年4月30日
厚生病院	物品 保守	複合機	1台	倉吉市山根645番地2 スイコー株式会社	平成27年5月8日	契約期間 平成27年5月1日 ～令和4年4月30日	契約期間 平成27年5月1日 ～令和5年4月30日